

☆ボランティア受入施設などの登録からポイント付与までの流れ☆

① 臼杵市お達者長生きボランティア制度の趣旨を理解する

臼杵市お達者長生きボランティア制度の趣旨・目的に賛同し理解したうえで、どのようなボランティア活動が受入可能かを協議します。

② 臼杵市お達者長生きボランティア制度対象事業所の登録をする

『ボランティア制度対象施設指定申請書（様式第2号）』を高齢者支援課（臼杵庁舎）または市民生活推進課（野津庁舎）に提出し、その際、裏面にどのような活動を希望するかを記入します。

その後、市から『ボランティア制度対象施設（指定・却下）決定通知書（様式第3号）』と併せて、ポイント押印用のスタンプが送付されます。

③ ボランティアポイントの付与

ボランティアの方々と直接ボランティア受け入れについて話をしてもらい、ニーズが合えば受け入れをします。

ボランティア活動終了後にポイント手帳を提示してもらい、ポイントスタンプの押印および指定番号、活動月日を記入します。指定番号については、『ボランティア制度対象施設（指定・却下）決定通知書（様式第3号）』をご確認ください。

その際、施設や自治会などの責任・判断でポイントを付与するものとします。

～ポイントについて～

- ① 1時間程度の活動でスタンプ1個押印
- ② 2時間程度の活動でスタンプ2個押印
- ③ 1日2個が上限
- ④ 年間最大50個までが換金ポイントの対象



主な活動内容として・・・

- ① レクリエーションなどの指導・参加支援
- ② お茶出し、食堂内の配膳・下膳、シーツ交換などの補助
- ③ 散歩、外出または屋内移動の補助
- ④ 模擬店、会場設営、芸能披露などの行事手伝い
- ⑤ 話し相手、傾聴
- ⑥ 本、絵本、紙芝居などの読み聞かせ
- ⑦ 登下校時の見守り、声掛け
- ⑧ 伝統工芸など、各種行事の講師
- ⑨ 施設内外の清掃、各種行事の手伝い など